

北茨城市社会福祉協議会指定介護予防通所介護事業所運営規程

平成18年 3月22日
北茨社協規程第 12 号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北茨城市社会福祉協議会が開設する指定介護予防通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う、指定介護予防通所介護事業を適正に運営するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員及び調理員が、要支援状態になった高齢者に対して適切な介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、指定介護予防通所介護を利用する者(以下、「利用者」という。)の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの防止に資するようその目標を設定し計画的に事業を行う。
- 2 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - 3 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいよう説明を行う。
 - 4 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応して、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
 - 5 事業所は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
 - 6 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行う。
 - 7 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。
 - 8 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北茨城市社会福祉協議会指定通所介護事業所
- (2) 所在地 茨城県北茨城市華川町臼場 187-74
- (3) 電話番号 0293-43-5361

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(業務の統括)
- (2) 生活相談員 1名以上(生活相談に関する事)
- (3) 看護職員 2名以上(健康状態の確認に関する事)
- (4) 機能訓練指導員 2名以上(機能訓練に関する事)
- (5) 介護職員 3名以上(介護サービスに関する事)
- (6) 調理員 1名(給食サービスに関する事)

2 事業所の職員は、指定通所介護事業所の職員を兼務するものとする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) サービス提供時間 午前10時から午後3時30分まで。

(利用できる者)

第6条 指定介護予防通所介護を利用できる者は、北茨城市に居住し、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定する要支援の認定を受けた者とする。ただし、北茨城市外の者については、北茨城市長(以下、「市長」という。)の許可を得て、利用することができる。

(利用回数)

第7条 前条に掲げた者が指定介護予防通所介護を利用できる回数は、その者の介護保険法の規定による居宅介護予防サービス計画に基づくものとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、指定通所介護事業所の利用者を含め25人とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第9条 指定介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導に関する事
- (2) 機能訓練に関する事
- (3) 介護予防サービスに関する事
- (4) 健康状態(心身の状況の把握)の確認に関する事
- (5) 介護予防方法の指導に関する事
- (6) 送迎に関する事
- (7) 入浴サービスに関する事
- (8) 給食サービスに関する事
- (9) その他目的達成に必要な事業に関する事

(利用料等)

第10条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された負担割合に基づく額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した場合には、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算出した額との間に差額が生じないようにする。

3 事業所は、前第1項及び第2項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用(630円)
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 事業所は、前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、かつ、文書を交付し利用者の同意を得る。

(通常の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、北茨城市全域とする。

(緊急時の対応)

第12条 指定介護予防通所介護の提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生

じたときは、速やかに主治医、救急隊、親族、指定介護予防支援事業者等に連絡し適切な措置を講ずる。

(内容及び手続きの説明)

第13条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護の内容及び履行に関する事項について説明する。

2 事業所は、利用申込者と指定介護予防通所介護に係る契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく次に掲げる事項を記載した重要事項説明書を交付する。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 事業所が提供する指定介護予防通所介護の内容及び利用料

(3) その他、指定介護予防通所介護を提供する上での重要事項

(提供拒否の禁止)

第14条 事業所は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 事業所は、利用申込者に対し、指定介護予防通所介護の提供が困難と認めたときは、速やかに当該利用者に係る指定介護予防支援事業者へ連絡し、適当な他の指定介護予防通所介護事業所等の紹介その他必要な措置を講ずる。

(受給資格などの確認)

第16条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間などを確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に介護認定審査会意見が記載されているときは、当該介護認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供するよう努める。

(要介護認定などの申請に係る援助)

第17条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合にあって、必要と認められるときは、要支援認定等の更新が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定などの有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行う。

(指定介護予防支援事業者等との連携)

第18条 事業所は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

2 事業所は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うものとして、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供に際し、利用申込者が居宅介護予防サービス費の法定代理受領の要件に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅介護予防サービス計画の作成を指定介護予防支援事業者に依頼する旨市町村に届け出ることにより、指定介護予防通所介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、指定介護予防支援事業者に関する情報を提供

することとその他法定代理受領サービスを行うため必要な援助を行う。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第20条 事業所は、利用者が居宅介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者へ連絡その他必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第21条 事業所は、事業所に勤務する職員に身分を証する書類を携行させ、初回利用日及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨指導する。

(サービスの提供記録)

第22条 事業所は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、利用者に代わって受ける居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、居宅介護予防サービス計画書又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供明細書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防通所介護の実施手順)

第24条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、その指定介護予防通所介護の目標、内容、実施期間を定めた介護予防通所介護計画（以下「計画」という。）を作成するものとする。

2 事業所は、作成された計画の実施状況を把握し、その結果を指定介護予防支援事業者へ報告する。

(有効性の確認等)

第25条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上に係るものについては、国内外の文献等において有効性が確認されている適切なもので対応する。

(安全管理体制等の確保)

第26条 事業所は、指定介護予防通所介護の提供に当たって、安全管理体制を確保するものとする。

(事故発生時の対応)

第27条 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生したときには、市町村、利用者の家族、指定介護予防支援事業者へ連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により、事故が発生し、利用者に損害を与えたときは、速やかに損害賠償を行うとともに、事故の原因を利用者又はその家族に説明する。

(守秘義務)

第28条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、職員でなくなった後においても同様とする。

2 事業所は、利用者からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者の個人情報を用いない。

3 事業所は、利用者の家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いない。

(非常災害対策)

第29条 事業所は、非常災害に関する計画書を作成するとともに、非常災害に備える

ため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設けるものとする。
- 3 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に職員に周知する。

(衛生管理)

第30条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置について、必要に応じ保健所の指導、助言を求めるとともに、密接な連携を保つ。

- 2 事業所は、施設内において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

- 3 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。

(虐待防止に関する事項)

第31条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するため、定期的（年1回以上）に研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を設置する

(業務継続計画に関する事項)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(情報の提供)

第33条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に指定介護予防通所介護が受けられるよう、事業所に関する情報の提供を行うよう努める。

(苦情解決)

第34条 事業所は、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情解決に努めるとともに、文書で保存する。

(職員の研修)

第35条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、介護に従事する職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(提示)

第36条 事業所は、当該事業に関する運営規程の概要、利用料等を記載した重要事項を提示する。

(設備)

第37条 事業所の設備は、指定通所介護事業所の設備と共用する。

(その他運営に関する留意事項)

第38条 利用者に対するサービス提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(補則)

第39条 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日、規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日、規程第4号)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日、規程第2号)

この規程は、令和3年3月18日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日、規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。